

12月の税務カレンダー

- ☆平成30年10月決算法人の確定申告
- ☆4月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
・・・12月10日まで納付
- ☆固定資産税の第3期分の納付・・・1月4日
- ☆個人事業者の簡易課税選択届・・・12月31日
- ☆給与所得者の年末調整業務



【税務耳より情報】

早いもので、今年も残すところ、1ヶ月を切りました。今年は、木枯らし1号も吹かず、暖かな冬です。「師走」は、忘年会など年末行事も入り、慌ただしくなります。乾燥した季節は、風邪を引きやすくなりますので、十分にお気を付けてください。

今年も年末調整の時期になりました。資料のご準備をよろしくお祈りします。今年から配偶者控除制度が変わります。すでにご案内しておりますが、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要の方は、提出を宜しくお祈りします。

なお、下記の方は、提出の必要がありません。

- 独身で配偶者がいない
- 本人の給与が、年収1220万円超の場合
- 配偶者の給与の年収が、201万6000円以上

詳細は、担当者にご連絡ください。

《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、群馬県館林市「KOUBA」(コウバ)さん。(館林市西本町9-35 電話0276-72-6289)定休日は、日・月・火曜日。元工場あとの静かなカフェKOUBAさん。お庭も素敵なカフェです。おしゃれな室内とジャズが流れる大人の雰囲気です。ランチタイムは、かなり混んでいます。写真は、ランチセット。デザート(かぼちゃプリン)付のお得なランチセット。お近くの人は、是非一度訪れてみてはいかがでしょうか。



《社労士法人よりお知らせ》

賞与を支払ったら届出が必要です

12月は賞与を支払われる会社が多いかと思いますが、賞与を支払ったら、所轄の年金事務所へ賞与支払届の提出をお願いします。社員の方から賞与に係る健康保険料・厚生年金保険料を控除し、届出を失念、2年を経過すると時効になり、保険料の納付が原則できません。将来もらう年金額にも影響してしまいます。

働き方改革について②

平成30年6月29日に、働き方改革関連法案(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)が可決成立し、7月6日公布されました。

今回は安全衛生法の改正について、お知らせいたします。改正の趣旨は、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化するものです。

面接指導の対象となる労働者(研究開発業務以外)

今迄:強制→時間外労働1か月100時間+疲労の蓄積が認められる+労働者の申出

努力義務→健康への配慮が必要な労働者

改正:強制→時間外労働1か月80時間+疲労の蓄積が認められる+労働者の申出

事業者は、この面接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パソコン等の使用時間の記録等、客観的、適切な方法により、労働時間の状況を把握しなければならない。と法律に明記されました。

医師による面接指導を実施した場合、医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録を作成、事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働観短縮等)が必要になります。

～次号へ続く～

【年末年始営業のお知らせ】

年末は、12月28日(金曜日)まで営業しております。

年始は、1月7日(月曜日)から営業いたします。

みなさま、どうぞよいお年をお迎えください!

